

自治が裁かれる - 国立景観訴訟

～世にも奇妙な裁判をめぐって～

景観保護のために長い間努力をしてきた国立市民は、マンション建設をめぐり、景観利益が存在するとして、業者と闘ってきました。業者がマンション建設への制限から生じる不利益に対する損害賠償を市に請求し、裁判の結果、市は3213万円を損害賠償金として業者に支払いました。その後業者は損害金と同額を市に寄付しました。ところが一部住民が、元市長の不法行為によって、市が業者に3213万円を支払ったことについて、市は元市長に請求する必要があるとして、住民訴訟を提訴。国立市には金銭的な損害がないにもかかわらず、3213万円を上原公子個人に支払え、と要求したのです。

東京地裁は国立市に上原元市長への損害賠償請求を求める判決を出しました。これに対して、当時の市長が控訴しましたが、市長が代わり、国立市は控訴を取り下げ、判決が確定しました。国立市は上記判決に基づき、上原さんに対して3213万円の支払いを求めて提訴しました。

9月19日の「請求棄却」を求める結審で上原さんは言いました。「この裁判の被告代理人の弁護団は全国からの40人以上の弁護士からなっています。裁判に関わった人たちをここまで突き動かしたのは、この裁判があってはならない不幸な裁判だからです。全国に先駆けて景観保護を実践してきた国立市の不幸、自立した市民である国立市民の不幸、そして市民自治の不幸、という3つの不幸です」。



この裁判は、憲法92条に定められた自治の本質を問うものでもあります。気にいらぬ政治家を、こうした裁判で巨額の賠償をさせることが可能となれば、いかに市民の要請があろうとも萎縮した行政しかできなくなり、地方自治に大きな影響をもたらすことは必至です。

その意味で、この裁判は地方自治と一人ひとりの市民に対する攻撃といえます。判決を12月24日に控え、上原裁判について多くの方々に知っていただきたく、上原さんと弁護団からの報告と今後を語る会を企画しました。みなさまの参加をお待ちしています。(事務局)

日時：2013年12月4日(水)午後7時～

会場：男女共同参画センターらぶらす11階研修室

(小田急線・井の頭線下北沢駅徒歩5分)

お話：上原公子(元国立市長)

保坂展人(世田谷区長)

弁護団からの報告

参加費：800円

主催：12・4講演会実行委員会 TEL03-6379-2107

